



平成 21 年 10 月 28 日

各 位

ユー・エム・シー・ジャパン株式会社  
代表取締役社長 李 光 興  
( J A S D A Q ・ 6 9 3 9 )  
問合せ先  
経理部ジェネラルマネージャー 方 洪敏  
電話 0 4 7 0 - 2 3 - 3 1 2 1

## アルファ・ウィズダム・リミテッドによる当社株式等に対する 公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ

当社は、平成 21 年 10 月 28 日開催の取締役会において、アルファ・ウィズダム・リミテッド（以下「公開買付者」といいます。）による当社の発行済普通株式（ただし、当社の保有する自己株式を除きます。）及び新株予約権等を対象として実施する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について下記のとおり賛同の意見を表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、当社の取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続きを経て当社を非公開化することを企図していること、及び当社株式の上場が廃止される可能性があることを前提として行われたものであります。

### 記

#### 1. 公開買付者の概要

|                          |                                                                                                                                                              |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 商 号                  | アルファ・ウィズダム・リミテッド(ALPHA WISDOM LIMITED)                                                                                                                       |
| (2) 本 店 所 在 地            | ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-1112、ジョージ・タウン、私書箱 2804 号、スコティア・センター 4 階<br>(Scotia Centre, 4th Floor, P.O.Box 2804, George Town, Grand Cayman KY1-1112, Cayman Islands) |
| (3) 代表者の役職・氏名            | 取締役 劉啓東                                                                                                                                                      |
| (4) 事 業 内 容              | 当社の株式を取得及び保有し、本公開買付け終了後に完全親会社であるユナイテッド・マイクロエレクトロニクス・コーポレーション（英語名：United Microelectronics Corporation。以下「UMC」といいます。）と共に当社の事業を支配し、管理することを主たる事業の内容としております。      |
| (5) 資 本 金 の 額            | 50,000.00 米ドル                                                                                                                                                |
| (6) 設 立 年 月 日            | 平成 21 年 4 月 8 日                                                                                                                                              |
| (7) 大 株 主 及 び<br>持 株 比 率 | UMC 100%                                                                                                                                                     |

|             |                          |                                                                                                                                  |
|-------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (8) 当社との関係等 | 資 本 関 係                  | 公開買付者の完全親会社である UMC は、当社株式の 495,650 株（現在の当社発行済株式総数に対する所有割合 50.09%）を保有しております。                                                      |
|             | 人 的 関 係                  | 当社の取締役 2 名及び監査役 2 名は、公開買付者の完全親会社である UMC、UMC の子会社及び関連会社の役職員（名誉役員を含む。）を兼任しております。                                                   |
|             | 取 引 関 係                  | 公開買付者の発行済株式の全てを保有する親会社である UMC は、当社に対し生産移管を行っており、また、当社との間で、半導体に関する技術情報の使用許諾に係る技術援助契約、及び、半導体に関する特許権の実施・再実施の許諾に係る相互技術援助契約を締結しております。 |
|             | 関 連 当 事 者 へ の<br>該 当 状 況 | 公開買付者は、UMC の完全子会社であり、当社と親会社を共通にする関連当事者であります。                                                                                     |

## 2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

### (1) 意見の内容

当社は、平成 21 年 10 月 28 日開催の当社取締役会において、公開買付者による当社普通株式、本新株引受権及び本新株予約権（本新株引受権及び本新株予約権の定義は、添付された公開買付者の平成 21 年 10 月 28 日付け「ユー・エム・シー・ジャパン株式会社の株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」のとおりです。）の取得を目的とした公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同し、かつ当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を勧める旨の決議をいたしました。また、当社は、本新株引受権及び本新株予約権については、当社の取締役又は使用人等に対するストック・オプションとして発行されたものであることから、上記取締役会において、本公開買付けに応募するか否かについて本新株引受権の保有者及び本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行っております。なお、当社は、本新株予約権がストック・オプションとして付与されたものであり、各付与対象者との間の新株予約権割当契約等において譲渡を禁止している趣旨等に鑑み、本新株予約権の保有者が応募する場合においてその譲渡を承認することは予定しておりません。また、本新株引受権は、商法等の一部を改正する等の法律（平成 13 年法律第 128 号）附則第 6 条第 1 項によりなお従前の例によるとされる同法律による改正前の商法第 280 条の 20 の規定により譲渡できないものとされております。

なお、当社の取締役である李光興氏及び宣明智氏は、公開買付者の完全親会社である UMC 及び UMC の子会社の役職員（名誉役員を含む。）を兼務していることから、利益相反回避の見地から、本公開買付けにかかる意見表明の審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉には一切参加しておりません。また、平成 21 年 10 月 28 日開催の当社取締役会には李光興氏及び宣明智氏以外の当社取締役全員がその審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で賛同の意見を表明し、当社の普通株式については、当社株主の皆様に応募することを推奨する旨、並びに、本新株引受権及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株引受権の保有者及び本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨を決議し、田純禎氏及び孫素秋氏を除く監査役全員が上記の取締役会に参加し、いずれも当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。なお、田純禎氏及び孫素秋氏は、UMC 又は UMC の関連会社の役職員を兼務していることから、利益相反回避の見地から、本公開買付けにかかる意見表明の審議及び決議には一切参加しておりません。

## (2) 意見の根拠及び理由

### ① 公開買付けの概要

公開買付者は、UMC が本日現在においてその発行済株式の全てを保有し、本公開買付けを通じて当社の普通株式、本新株引受権及び本新株予約権を取得することを目的として、ケイマン諸島法に基づき設立された会社です。UMC は、現在、当社の発行済株式総数の約 50.09% (495,650 株) を所有し、当社を連結子会社としております。

公開買付者は、この度、当社の発行済株式の全て (UMC が保有する当社の普通株式及び当社が保有する自己株式を除きます。)、本新株引受権及び本新株予約権の全てを取得し、当社の株式 (以下「当社株式」といいます。) を非公開化させることを目的として、当社株式 273,603 株を買付予定数の下限とする本公開買付けを実施いたします。

公開買付者は、当社を非公開化する方針であるため、本公開買付けが成立した場合であって本公開買付けにより当社の発行済株式 (UMC が保有する当社の普通株式及び当社が保有する自己株式を除きます。) の全てを取得できなかった場合には、公開買付者及び UMC により当社の発行済株式 (UMC が保有する当社の普通株式及び当社が保有する自己株式を除きます。) の全てを取得し、当社を非公開化するための一連の手続を実施することを意図しております。公開買付者及び UMC が、当該手続実施の可否を決定する際に考慮する要因は、後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおりです。

### ② 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

当社は、千葉県館山市にて月産 2 万枚の製造能力を有する 8 インチウェハ製造工場を配し、日本で唯一の専業ファウンドリー企業として、平成 10 年より事業を展開しております。当社は、昭和 59 年にミネベア株式会社の半導体製造子会社である株式会社エヌ・エム・ビー・セミコンダクターとして設立され、平成元年に日本証券業協会 (現・株式会社ジャスダック証券取引所) に株式を店頭登録しました。

平成 5 年に、当時主に DRAM を製造・販売していた当社は、新日本製鐵株式会社を買収され、次いで、当社は、平成 11 年 1 月、UMC により、日本での戦略的な製造・販売拠点として活用する目的で買収され、平成 13 年 11 月には社名をユー・エム・シー・ジャパン株式会社に変更しました。その後、当社は、日本で唯一のファウンドリー企業としての優位性を発揮し、垂直統合型の日系総合半導体メーカー (以下「IDM」といいます。) 及び日本でファウンドリー・サービスを必要としているその他顧客企業からの受注を漸次拡大していきました。

公開買付者の親会社である UMC 並びに公開買付者を含むその子会社及び関連会社 (以下「UMC グループ」といいます。) は、主に半導体向けのファウンドリー・ビジネスを展開しております。UMC グループは国内外の製造・販売関係会社と連携して、台湾、中国、シンガポール、米国、ヨーロッパ及び日本に拠点を置いてグローバルな事業展開を行っています。

昨今、半導体のシングル・チップ (いわゆるシステム・オン・チップ (SoC)。) 化が求められる中、顧客企業は、より高度なファウンドリー・サービス (最先端の製造プロセス技術、豊富な生産能力及び高度な発明その他の知的財産の活用) を求めています。ファウンドリー・ビジネスを行う各社はこれらの顧客の要望に対応すべく、その事業基盤強化に日々勤しみ、その結果従来にない激しい競争が同業界にもたらされております。このような激しい競争環境に対応していくべく、過去数年に亘り、UMC グループは、自社による研究開発及び他社との連携を通じ、最先端プロセス技術 (回路線幅 65~45 ナノメートル等) の開発に努めております。加えて、顧客からのニーズが特に強い知的財産の研究開発にも積極的に投資することで、極めて複雑な機能を有するシングル・チップの製造を可能とし、顧客のチップ・デザインへの厳しい要求に応じております。さらに、UMC グループは、生産能力の強化に取り組むことで多様な技術を配する製造ラインを備え、顧客の幅広いニーズに応じております。現在、UMC グループの生産能力は

ファウンドリー業界でトップクラスに位置しており、最先端技術を併せ持つことで、UMC グループは、本業界における競争優位性を保持しております。

UMC は、ファウンドリー企業として、各地域における顧客ニーズに迅速に対応するべくローカルな事業展開をする一方で、グローバル・ベースで事業展開を行うことにより、規模の利益と効率性を享受することも重要であると考えており、そのために M&A を積極的に活用しております。その第一ステップとして、UMC は、平成 21 年 4 月に He Jian Technology Corporation（中国/蘇州）の買収を発表いたしました。当社は、日本における製造及び販売の拠点として、UMC グループがグローバルな事業展開を行ううえで、重要な存在となっております。

現在の市場環境は、当社にとって極めて厳しい状態にあり、当社の業績は、日本の半導体市況の低迷も受けて、平成 16 年以降急激に悪化しております。そこで、当社は、各種コスト削減策、余剰設備の売却、投資計画の再考、UMC 向けアウトソーシング事業の拡充を中心とした事業・組織改革に取り組んできました。加えて、収益性の改善のため、CMOS イメージセンサーやパワーIC 分野への顧客層の拡大、プロダクト・ミックスの改善等にも努めてきました。

このように、当社は各種の対策を実施してはいるものの、平成 20 年後半の米国のサブプライム問題に端を発した金融危機による未曾有の世界経済の混乱を受けた結果、業績の建て直し（黒字回復）が非常に困難な状況となっており、更に、平成 16 年以降の事業損失により、当社の手元現預金の減少も加速しております。今後、日系 IDM によるファブライツ戦略（工場の保有や維持に要するコスト負担を軽減する戦略）の推進に伴い製造面におけるアウトソーシング・ニーズの高まりは予想されるものの、現在の当社の技術水準に鑑みるに、UMC のサポート無しではそれら事業機会の獲得は非常に困難と思われ、よって、当社においては緊急に将来の成長に向けた事業基盤の強化策を実施することが求められています。

また、当社の事業環境が厳しいのは、世界経済の混乱だけではなく、海外大手ファウンドリー企業との厳しい競争からも影響を受けているためでもあります。当社と比較して、これら海外大手競合企業は、高い競争力、豊富な生産能力及び最先端のプロセス技術を有しております。また、日系及び韓国系 IDM によるファウンドリー事業への新規参入、米国半導体業界の再編の結果出現した新たな競合相手等の影響により、新たな価格競争や旧世代技術を用いたファウンドリー・サービスの供給過多の状態も起こりつつあります。

このような厳しい事業環境を勝ち抜き、且つ今後の更なる成長を実現するためには、公開買付者及び UMC は、UMC グループの経営戦略に沿った迅速かつ的確な意思決定とその実行により、当社を含めたグループ経営を強化していくことが必要不可欠と考えております。このような UMC グループの方針は、当社の顧客に対しても、従来より希望する日本市場でのローカルなサービスに加え、グローバル・ベースでのより競争力の高いサービスを提供できることから、有益なものと考えられます。公開買付者及び UMC は、当社を引き続き日本地域におけるコア企業として位置付け、UMC の幅広い技術や競争力の高い生産能力を活用させるためには、当社と UMC グループの経営資源をより緊密に連携させることが必要と考えております。

公開買付者及び UMC は、本公開買付け及びその後には予定している組織再編等を通して当社の発行済株式の全てを取得することにより、当社との資本関係をより強固なものとすることによって、有効に経営資源を投入し必要な施策を推進していくことが可能となると考えております。このように、公開買付者及び UMC は、UMC グループの経営スピードを向上させるとともに更なる効率化を実現し、UMC グループの企業価値の最大化を図れることから、本公開買付けが最善の選択であると判断いたしました。

一方で、本公開買付けは、当社にとっても、最善の選択であると考えております。日系 IDM によって今後益々推進されるであろうファブライツ戦略を背景とし、中長期的にはファウンドリー需要の増大が期待できると思われます。しかし、それらの需要トレンドは、新規参入をもたらす結果的に他ファウンドリー競合企業との激しい競争を招くことにも繋がります。加えて、マクロ経済の不透明感に鑑みると、当社の事業状況は、短期的にも必ずしも楽観視できる状態にはありません。こうした状況を勘案し、当社にお

いては、早急なコスト削減及び UMC の競争力のある生産能力の活用が、今後の生き残りには不可欠であると考えております。更に、当社は、事業領域が偏り過ぎている現ビジネスモデルから脱却し、広範なアプリケーションや顧客層を取り扱う必要があると認識しておりますが、そのために必要な知的財産権や最先端プロセス技術を有しておらず、UMC からのより強いサポートが必要であると考えております。

公開買付者、UMC 及び当社は、現在の事業形態で当社が独自に生産能力の向上を実現し、それに伴い業績回復を達成することには限界があると考えております。公開買付者、UMC 及び当社は、本公開買付け及びその後に予定されている組織再編等により、当社はより柔軟かつ迅速な経営基盤を構築することができ、ひいては将来の技術開発、適時/適切な設備投資や経営資源の配分を通して生産能力が強化され、当社の顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーに持続的な利益を提供できる好機になると考えております。

公開買付者、UMC 及び当社は、本公開買付け及びその後に予定されている組織再編等の後も、当社の従業員及びブランド等をそのまま維持継続する方針です。また、公開買付者、UMC 及び当社は、当社と UMC との更なる連携強化により、プロセス技術、知的財産権、生産能力等の経営資源の有効活用を実現し、競争力の強化を図り、そして当社の総合的な企業価値向上を目指します。

公開買付者及び当社は、以上の諸事情を勘案し、UMC グループ及び当社の今後の経営方針について慎重に協議、交渉及び検討を重ねた結果、当社を非公開化すべきとの認識を共有し、本公開買付けの実施を決定するに至っております。

### ③ 算定の基礎及び経緯

当社は、公開買付者、UMC 及び当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである PwC アドバイザリー株式会社（以下「PwC」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼し、平成 21 年 10 月 27 日付で株式価値算定書を取得し（なお、当社は PwC から本公開買付けの買付価格の公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）を取得していません。）、これを参考に買付価格の妥当性を検証いたしました。

PwC が算定した当社の株式価値の算定結果は、上記の株式価値算定書によれば、以下のとおりです。

PwC は、当社の経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、当社の株式価値を算定しました。PwC の株式価値算定書では、当社が継続企業であるとの前提の下、市場株価基準方式及びディスカунテッド・キャッシュフロー方式（以下この③において「DCF 方式」といいます。）を用いて当社の株式価値を算定しております。市場株価基準方式は、当社普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しております。市場株価基準方式では、評価基準日を平成 21 年 10 月 27 日とし、当社普通株式のジャスダック証券取引所における評価基準日の終値並びに評価基準日までの 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間における株価終値平均値並びに出来高加重平均値を分析した上で、当社普通株式の 1 株当たりの株式価値を 7,492 円～7,947 円と算定しております。DCF 方式は、企業の将来キャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しております。DCF 方式では、当社の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、当社普通株式の 1 株当たりの株式価値を 12,449 円～14,528 円と算定しております。なお、当該事業計画は、平成 21 年 10 月 28 日付で公表している平成 21 年 12 月期（平成 21 年 1 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日）に係る通期の業績予想の修正を反映しております。

また、買付手続の適法性や当社取締役会の開催時点での経営判断の当否等に関して、公開買付者、UMC 及び当社から独立したリーガルアドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を得ながら、平成 21 年 10 月 28 日開催の取締役会において、本公開買付けに関する買付価格、実施時期等の諸条件について慎重に検討しました。

その結果、本公開買付けが当社の経営基盤の強化、事業体制の再構築及び今後の展開に寄与するもので

あるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却機会を提供するものであると判断し、後記「(5) 公正性を担保するための措置」で述べるとおり、公開買付価格の公正性を担保するための措置がとられていることにも鑑みて、本公開買付けに賛同し、当社株主の皆様は本公開買付けへ応募することを推奨する旨の決議を行っております。また、本新株引受権及び本新株予約権については、当社の取締役又は使用人等に対するストック・オプションとして発行されたものであることから、当社の取締役会は、本新株引受権及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株引受権の保有者及び本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行っております。なお、当社は、本新株引受権及び本新株予約権については、その価値の算定又は買付価格の妥当性に関する意見書の作成を PwC に依頼しておりません。

#### ④ 算定機関との関係

PwC は、UMC グループ及び当社から独立した第三者算定機関であり、かつ当社の関連当事者にも該当しておりません。

### (3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社の普通株式は、現在、JASDAQ に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、株式会社ジャスダック証券取引所の定める株券上場廃止基準に従い、当社の普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続を実行することとなった場合には、株券上場廃止基準に該当し当社の普通株式は、所定の手続を経て上場廃止になります。なお、上場廃止後は、当社の普通株式を JASDAQ において取引することができなくなります。

また、後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行される場合、当社の全部取得条項が付された普通株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の当社株式の上場申請は行われない予定です。

### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付けにより、公開買付者が当社の発行済株式の全て（UMC が保有する当社の普通株式及び当社が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、公開買付者及び UMC が当社の発行済株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、①当社の定款の一部を変更し、当社において普通株式とは別の種類の当社株式を発行できるものとするにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、②当社の定款の一部を変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付すこと、及び③当社が全部取得条項が付された当社普通株式の全部（自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに別個の種類の当社株式を交付すること等の議案を含む臨時株主総会、並びに上記②の定款一部変更を付議議案に含む当社普通株主を構成員とする種類株主総会の開催を当社に要請する予定です。当社は、上記の臨時株主総会及び種類株主総会を開催し、上記各議案を付議する予定であり、公開買付者及び UMC は、当該臨時株主総会及び種類株主総会において当該各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された普通株式とされた上で、全て当社に取得され、当社の株主には当該取得の対価として別個の種類の当社株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社株式の数に 1 株に満たない端数がある株主に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却価格については、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、公開買付者及び UMC が当社の発行済株式の全

て（当社が保有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、UMC 以外の本公開買付けに応募されなかった当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定する予定です。

上記①ないし③の手續に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(イ)上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ロ)上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主が当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(イ)又は(ロ)の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。また、上記①ないし③の手續については、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び UMC 以外の当社の株主の当社株式の保有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。ただし、その場合でも、公開買付者は、公開買付者及び UMC 以外の当社の株主に対して最終的に金銭を交付する方法の採用を予定しております。この場合における当該当社の株主に交付する金銭の額についても、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。

当社の本新株引受権及び本新株予約権については、本公開買付けが成立したものの当社の本新株引受権及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合、公開買付者は、当社に対し、本新株引受権及び本新株予約権を消滅させるために必要な手續を行うことを要請する予定です。なお、本公開買付けは、前述の株主総会及び種類株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は前述の各手續における税務上の取扱いについては、株主の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

#### (5) 公正性を担保するための措置

##### ① 公開買付者における買付価格決定のプロセス

公開買付者は、本公開買付けにおける買付価格を決定するにあたり、公開買付者、UMC 及び当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に対し、当社の株式価値の算定を依頼しました。野村證券は、市場株価平均法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下この①において「DCF 法」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、公開買付者は野村證券から平成 21 年 10 月 27 日に当社の株式価値算定書を取得しております（なお、公開買付者は、買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。）。上記各手法において算定された当社の普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

|         |                     |
|---------|---------------------|
| 市場株価平均法 | 7,563 円から 7,964 円   |
| DCF 法   | 11,210 円から 13,589 円 |

まず市場株価平均法では、平成 21 年 10 月 26 日を基準日として、ジャスダック証券取引所における当社の普通株式の基準日終値、直近 1 週間平均、直近 1 ヶ月平均及び直近 3 ヶ月平均を基に、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 7,563 円から 7,964 円までと分析しております。

次に DCF 法では、当社の事業計画、当社とのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 21 年 12 月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 11,210 円から 13,589 円までと分析しております。

加えて、公開買付者は、多面的な分析を実施するため、公開買付者、UMC 及び当社から独立した第三者算定機関としてのアメリカン・アプレーザル・ジャパン株式会社（以下「アメリカン・アプレーザル・ジャパン」といいます。）に対し、当社の時価純資産価値に基づく株式価値の算定（以下「時価純資産法」

といいます。)を依頼し、平成 21 年 10 月 27 日に当社の時価純資産価値算定書を取得しております(なお、公開買付者は、本公開買付けの買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。)。本手法において算定された当社の普通株式 1 株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

時価純資産法 11,018 円から 13,842 円

時価純資産法では、平成 21 年 9 月 30 日を基準日として、同時点での貸借対照表について換金可能性を考慮した評価を行うとともに、当社を清算した場合に今後発生が見込まれる費用等を調整することも見込み、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 11,018 円から 13,842 円までと分析しております。

公開買付者は、野村證券から取得した株式価値算定書及びアメリカン・アプレーザル・ジャパンから取得した時価純資産価値算定書の各手法の算定結果を参考として、その分析結果を総合的に勘案し、本公開買付けにおける買付価格について検討しました。検討にあたっては、上記算定結果に加え、当社株式の市場株価動向、当社による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、平成 21 年 10 月 28 日、最終的に本公開買付けにおける普通株式の買付価格を 1 株当たり 12,500 円と決定いたしました。なお、本公開買付けにおける買付価格は、平成 21 年 10 月 27 日のジャスダック証券取引所における当社株式の普通取引終値の 7,640 円に対して 63.6% (小数点以下第二位四捨五入)、平成 21 年 10 月 27 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 7,567 円 (小数点以下四捨五入) に対して 65.2% (小数点以下第二位四捨五入)、平成 21 年 10 月 27 日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 7,947 円 (小数点以下四捨五入) に対して 57.3% (小数点以下第二位四捨五入)、平成 21 年 10 月 27 日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 7,829 円 (小数点以下四捨五入) に対して 59.7% (小数点以下第二位四捨五入) のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

本公開買付けの対象には、本新株引受権も含まれますが、当社の本新株引受権については、商法等の一部を改正する等の法律(平成 13 年法律第 128 号)附則第 6 条第 1 項の規定によりなお従前の例によるものとされる同法律による改正前の商法第 280 条の 20 の規定により譲渡できないものとされており、公開買付者が本公開買付けによって本新株引受権を取得することができないことを考慮して、平成 21 年 10 月 28 日、本新株引受権の買付価格を、発行済の総数である 588 株分につき 1 円と決定しております。

また、本公開買付けの対象には、本新株予約権も含まれますが、当社の本新株予約権については、①新株予約権者が権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問の地位にあるか、又は過去においてこれらの地位にあったことを要するとの行使条件が付され、また、②本新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するとされており、公開買付者は、本公開買付けによって本新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないと解されることから、平成 21 年 10 月 28 日、本新株予約権の買付価格を 1 個当たり 1 円と決定しております。

## ② 独立した第三者算定機関からの価値算定書の取得

一方、当社においても、上記(2)③「算定の基礎及び経緯」に記載のとおり、公開買付者、UMC 及び当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである PwC に当社の株式価値の算定を依頼し、平成 21 年 10 月 27 日付で株式価値算定書を取得し、これを参考に買付価格の妥当性を検証いたしました。

## ③ 独立したリーガルアドバイザーからの助言

また、買付手続の適法性や当社取締役会の開催時点での経営判断の当否等に関して、公開買付者、UMC 及び当社から独立したリーガルアドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から必要な助言を得ております。

#### ④ 価格の適正性を確保する客観的状況

以上に加え、公開買付者は、金融商品取引法に定められた買付け等の期間の最短期間が 20 営業日であるところ、本公開買付けにおける公開買付期間（以下「公開買付期間」といいます。）を 31 営業日に設定しております。このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象株券等について他の買付者による買付け等の機会を確保し、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

また、当社と公開買付者は、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗買付者が当社との間で接触等を行うことを過度に制限するような内容の合意は行っておらず、上記公開買付期間の設定と併せ、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。さらに、公開買付者は、公開買付者の親会社である UMC が当社の株券等を 495,650 株（当社の発行済株式総数の約 50.09%）保有していることに鑑み、買付予定数の下限を、平成 21 年 6 月 30 日現在の当社の発行済株式の総数に、同日現在未行使の本新株引受権及び本新株予約権の目的となる株式数を加え、UMC 及び当社が保有する株券等の数を控除した当社の株券等の数の過半数に相当する 273,603 株に設定しております。このように、公開買付者は、UMC 及び当社が保有する以外の株券等の数の過半数の応募が得られない場合には本公開買付けを行わないこととすることにより、当社の少数株主の意思を尊重しております。

#### （6）利益相反を回避するための措置

公開買付者及び UMC と当社との利益相反を回避するため、上記の通り、公開買付者及び当社は、それぞれ別個に、公開買付者、UMC 及び当社とは独立した第三者算定機関から当社の株式価値に関する意見を取得し、買付価格の決定又は本公開買付けに対する賛同の判断にあたりこれを参考にしております。

また、当社の取締役である李光興氏及び宣明智氏は、公開買付者の完全親会社である UMC 及び UMC の子会社の役職員（名誉役員を含む。）を兼務していることから、利益相反回避の見地から、本公開買付けにかかる意見表明の審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉には一切参加しておりません。なお、平成 21 年 10 月 28 日開催の当社取締役会には李光興氏及び宣明智氏以外の当社取締役全員がその審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で賛同の意見を表明し、当社の普通株式については、当社株主の皆様に応募することを推奨する旨、並びに、本新株引受権及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株引受権の保有者及び本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨を決議し、田純禎氏及び孫素秋氏を除く当社監査役全員が上記の取締役会に参加し、いずれも当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。なお、田純禎氏及び孫素秋氏は、UMC 又は UMC の関連会社の役職員を兼務していることから、利益相反回避の見地から、本公開買付けにかかる意見表明の審議及び決議には一切参加しておりません。

#### （7）上場廃止を目的とする公開買付けに応募することを勧める理由及び代替措置の検討

公開買付者及び UMC が本公開買付け及びその後に予定されている組織再編等の一連の手続きにより、当社を非公開化することは、前述したとおり、当社との資本関係をより強固なものとすることによって、有効に経営資源を投入し必要な施策を推進していくことが可能とするものであり、当社の総合的な企業価値向上を図るための最善の方法であると考えておりますので、当社は、本公開買付けに賛同するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨いたします。また、当社は、本新株引受権及び本新株予約権については、当社の取締役又は使用人等に対するストック・オプションとして発行されたものであることから、本公開買付けに応募するか否かについて本新株引受権の保有者及び本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨の取締役会決議を行っております。

本公開買付けは、当社の普通株主の皆様に対して、本公開買付けの近時の市場価値よりも有利な価格にてその保有する普通株式を売却する機会を提供するものです。なお、本公開買付けにおける買付価格 12,500 円は、当社の普通株式のジャスダック証券取引所における過去 1 ヶ月間（平成 21 年 9 月 28 日から平成 21 年 10 月 27 日まで）の終値の単純平均値 7,567 円（小数点以下四捨五入）に対して 65.2%（小数点以下第二位四捨五入）、過去 3 ヶ月間（平成 21 年 7 月 28 日から平成 21 年 10 月 27 日まで）の終値

の単純平均値 7,947 円（小数点以下四捨五入）に対して 57.3%（小数点以下第二位四捨五入）、過去 6 ヶ月間（平成 21 年 4 月 28 日から平成 21 年 10 月 27 日まで）の終値の単純平均値 7,829 円（小数点以下四捨五入）に対して 59.7%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

上記（３）で述べたとおり、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、株式会社ジャスダック証券取引所の定める株券上場廃止基準に従い、当社の普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、前記「（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続を実行することとなった場合には、株券上場廃止基準に該当し当社の普通株式は、所定の手続を経て上場廃止になります。なお、上場廃止後は、当社の普通株式を JASDAQ において取引することができなくなります。また、前記「（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行される場合、当社の全部取得条項が付された普通株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の当社株式の上場申請は行われえない予定です。

公開買付者は、当社の少数株主の利益を保護するべく、上場廃止に伴う代替措置として、上記「（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の方法により、公開買付者及び UMC を除く当社株主に対して上場廃止となる当社株式に代わる対価として現金の交付を受ける機会を提供しつつ、公開買付者が当社の発行済株式総数（当社が保有する自己株式及び UMC が保有する当社の普通株式を除きます。）を取得する手続を行うことを企図しております。

#### （８）今後の見通し

本公開買付けが当社業績等に与える影響は軽微です。

### ３．公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

UMC は、公開買付者に対して、その保有する当社の普通株式全部（495,650 株）について、本公開買付けに応募しない旨を表明しており、公開買付者は、これに同意しております。

### ４．公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

### ５．会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

### ６．公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

### ７．公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

### ８．親会社等との取引等に関する事項

本取引は、親会社等との取引等に該当します。

以 上

(参考) 買付け等の概要【別添】

公開買付者が本日公表した添付資料(「ユー・エム・シー・ジャパン株式会社の株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」)をご参照下さい。

平成 21 年 10 月 28 日

各 位

会 社 名     アルファ・ウィズダム・リミテッド  
                  (ALPHA WISDOM LIMITED)  
代表者名     取締役 劉 啓東  
                  (Director Chitung Liu)

## ユー・エム・シー・ジャパン株式会社の株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

アルファ・ウィズダム・リミテッド (ALPHA WISDOM LIMITED) (以下「公開買付者」といいます。) は、平成 21 年 10 月 28 日、以下のとおり、ユー・エム・シー・ジャパン株式会社 (銘柄コード 6939 ジャスダック。以下「対象者」といいます。) の普通株式、新株引受権及び新株予約権を公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 買付け等の目的

#### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、ユナイテッド・マイクロエレクトロニクス・コーポレーション (英語名: United Microelectronics Corporation。以下「UMC」といいます。) が本日現在においてその発行済株式の全てを保有し、本公開買付けを通じてユー・エム・シー・ジャパン株式会社の普通株式、本新株引受権 (後記「2. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格」において定義します。以下本「1. 買付け等の目的」において同じ。) 及び本新株予約権 (後記「2. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格」において定義します。以下本「1. 買付け等の目的」において同じ。) を取得することを目的として、ケイマン諸島法に基づき設立された会社です。UMC は、現在、対象者の発行済株式総数の約 50.09% (495,650 株) を所有し、対象者を連結子会社としております。

公開買付者は、この度、対象者の発行済株式の全て (UMC が保有する対象者の普通株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。)、本新株引受権及び本新株予約権の全てを取得し、対象者の株式 (以下「対象者株式」といいます。) を非公開化させることを目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

公開買付者は、応募株券等の総数が買付予定数の下限 (273,603 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、上限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

なお、平成 21 年 10 月 28 日付対象者公表の「アルファ・ウィズダム・リミテッドによる当社株式等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」と題する適時開示によれば、対象者の取締役会は、本公開買付けに賛同し、対象者の普通株式については、対象者の株主の皆様の本公開買付けへ応募することを推奨する旨、並びに、本新株引受権及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株引受権の保有者及び本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行ったとのこととです。

#### (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

### ① UMC グループの沿革、事業の概要

公開買付者の親会社である UMC 並びに公開買付者を含むその子会社及び関連会社（以下「UMC グループ」といいます。）は、主に半導体向けのファウンドリー・ビジネスを展開しております。UMC グループは国内外の製造・販売関係会社と連携して、台湾、中国、シンガポール、米国、ヨーロッパ及び日本に拠点を置いてグローバルな事業展開を行っています。

昨今、半導体のシングル・チップ（いわゆるシステム・オン・チップ（SoC））化が求められる中、顧客企業は、より高度なファウンドリー・サービス（最先端の製造プロセス技術、豊富な生産能力及び高度な発明その他の知的財産の活用）を求めています。ファウンドリー・ビジネスを行う各社はこれらの顧客の要望に対応すべく、その事業基盤強化に日々勤しみ、その結果従来になかった激しい競争が同業界にもたらされております。このような激しい競争環境に対応していくべく、過去数年に亘り、UMC グループは、自社による研究開発及び他社との連携を通じ、最先端プロセス技術（回路線幅 65～45 ナノメートル等）の開発に努めております。加えて、顧客からのニーズが特に強い知的財産の研究開発にも積極的に投資することで、極めて複雑な機能を有するシングル・チップの製造を可能とし、顧客のチップ・デザインへの厳しい要求に応じております。さらに、UMC グループは、生産能力の強化に取り組むことで多様な技術を配する製造ラインを備え、顧客の幅広いニーズに応じております。現在、UMC グループの生産能力はファウンドリー業界でトップクラスに位置しており、最先端技術を併せ持つことで、UMC グループは、本業界における競争優位性を保持しております。

UMC は、ファウンドリー企業として、各地域における顧客ニーズに迅速に対応すべくローカルな事業展開をする一方で、グローバル・ベースで事業展開を行うことにより、規模の利益と効率性を享受することも重要であると考えており、そのために M&A を積極的に活用しております。その第一ステップとして、UMC は、平成 21 年 4 月に He Jian Technology Corporation（中国/蘇州）の買収を発表いたしました。

### ② 対象者の沿革、事業の概要

一方、対象者は、千葉県館山市にて月産 2 万枚の製造能力を有する 8 インチウェハ製造工場を配し、日本で唯一の専業ファウンドリー企業として、平成 10 年より事業を展開しております。対象者は、昭和 59 年にミネベア株式会社の半導体製造子会社である株式会社エヌ・エム・ビー・セミコンダクターとして設立され、平成元年に日本証券業協会（現・株式会社ジャスダック証券取引所）に株式を店頭登録しました。平成 5 年に、当時主に DRAM を製造・販売していた対象者は、新日本製鐵株式会社を買収され、次いで、対象者は、平成 11 年 1 月、UMC により、日本での戦略的な製造・販売拠点として活用する目的で買収され、平成 13 年 11 月には社名をユー・エム・シー・ジャパン株式会社に変更しました。その後、対象者は、日本で唯一のファウンドリー企業としての優位性を発揮し、垂直統合型の日系総合半導体メーカー（以下「IDM」といいます。）及び日本でファウンドリー・サービスを必要としているその他の顧客企業からの受注を漸次拡大していきました。当社は、日本における製造及び販売の拠点として、UMC グループがグローバルな事業展開を行ううえで、重要な存在となっております。

### ③ 対象者の事業のうち、UMC グループの事業とシナジーのある事業に関する課題・取組み

しかしながら、現在の市場環境は、対象者にとって極めて厳しい状態にあり、対象者の業績は、日本の半導体市況の低迷も受けて、平成 16 年以降急激に悪化しております。そこで、対象者は、各種コスト削減策、余剰設備の売却、投資計画の再考、UMC 向けアウトソーシング事業の拡充を中心とした事業・組織改革に取り組んできました。加えて、収益性の改善のため、CMOS イメージセンサーやパワー IC 分野への顧客層の拡大、プロダクト・ミックスの改善等にも努めてきました。

このように、対象者は各種の対策を実施してはいるものの、平成 20 年後半の米国のサブプライム問題に端を発した金融危機による未曾有の世界経済の混乱を受けた結果、業績の建て直し（黒字回復）が非常に困難な状況となっております。更に、平成 16 年以降の事業損失により、対象者の手元現金の減少も加速しております。今後、日系 IDM によるファブライツ戦略（工場の保有や維持に要す

るコスト負担を軽減する戦略)の推進に伴い製造面におけるアウトソーシング・ニーズの高まりは予想されるものの、現在の対象者の技術水準に鑑みるに、UMC のサポート無しではそれら事業機会の獲得は非常に困難と思われ、よって、対象者においては緊急に将来の成長に向けた事業基盤の強化策を実施することが求められています。

また、対象者の事業環境が厳しいのは、世界経済の混乱だけではなく、海外大手ファウンドリー企業との厳しい競争からも影響を受けているためでもあります。対象者と比較して、これら海外大手競合企業は、高い競争力、豊富な生産能力及び最先端のプロセス技術を有しております。また、日系及び韓国系 IDM によるファウンドリー事業への新規参入、米国半導体業界の再編の結果出現した新たな競合相手等の影響により、新たな価格競争や旧世代技術を用いたファウンドリー・サービスの供給過多の状態も起こりつつあります。

このような厳しい事業環境を勝ち抜き、且つ今後の更なる成長を実現するためには、UMC グループの経営戦略に沿った迅速かつ確かな意思決定とその実行により、対象者を含めたグループ経営を強化していくことが必要不可欠と考えております。このような UMC グループの方針は、対象者の顧客に対しても、従来より希望する日本市場でのローカルなサービスに加え、グローバル・ベースでのより競争力の高いサービスを提供できることから、有益なものと考えられます。対象者を引き続き日本地域におけるコア企業として位置付け、UMC の幅広い技術や競争力の高い生産能力を活用させるためには、対象者と UMC グループの経営資源をより緊密に連携させることが必要と考えております。

#### ④ 本公開買付けの必要性

公開買付者及び UMC は、本公開買付け及びその後に予定している組織再編等を通して対象者の発行済株式の全てを取得することにより、対象者との資本関係をより強固なものとすることによって、有効に経営資源を投入し必要な施策を推進していくことが可能となると考えております。このように、公開買付者及び UMC は、UMC グループの経営スピードを向上させるとともに更なる効率化が実現し、UMC グループの企業価値の最大化が図れることから、本公開買付けが最善の選択であると判断いたしました。

一方で、本公開買付けは、対象者にとっても、最善の選択であると考えております。日系 IDM によって今後益々推進されるであろうファブライツ戦略を背景とし、中長期的にはファウンドリー需要の増大が期待できると思われれます。しかし、それらの需要トレンドは、新規参入をもたらし結果的に他ファウンドリー競合企業との激しい競争を招くことにも繋がります。加えて、マクロ経済の不透明感に鑑みると、対象者の事業状況は、短期的にも必ずしも楽観視できる状態にはありません。こうした状況を勘案し、対象者においては、早急なコスト削減及び UMC の競争力のある生産能力の活用が、今後の生き残りには不可欠であると考えているとのことです。更に、対象者は、事業領域が偏り過ぎている現ビジネスモデルから脱却し、広範なアプリケーションや顧客層を取り扱う必要があると認識しているとのことです。そのために必要な知的財産権や最先端プロセス技術を有しておらず、UMC からのより強いサポートが必要であると考えているとのことです。

公開買付者及び UMC は、現在の事業形態で対象者が独自に生産能力の向上を実現し、それに伴い業績回復を達成することには限界があると考えております。公開買付者及び UMC は、本公開買付け及びその後に予定されている組織再編等により、対象者はより柔軟かつ迅速な経営基盤を構築することができ、ひいては将来の技術開発、適時/適切な設備投資や経営資源の配分を通して生産能力が強化され、対象者の顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーに持続的な利益を提供できる好機になると考えております。

#### ⑤ 本公開買付け後の経営方針

公開買付者及び UMC は、本公開買付け及びその後に予定されている組織再編等の後も、対象者の従業員及びブランド等をそのまま維持継続する方針です。また、公開買付者及び UMC は、対象者と UMC との更なる連携強化により、プロセス技術、知的財産権、生産能力等の経営資源の有効活用を実現し、競争力の強化を図り、そして対象者の総合的な企業価値向上を目指します。

公開買付者及び対象者は、以上の諸事情を勘案し、UMC グループ及び対象者の今後の経営方針について慎重に協議、交渉及び検討を重ねた結果、対象者を非公開化すべきとの認識を共有し、本公開買付けの実施を決定するに至っております。

### (3) 公正性を担保するための措置

公開買付者は、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、公開買付者、UMC 及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。野村證券は、市場株価平均法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、公開買付者は野村證券から平成 21 年 10 月 27 日に対象者の株式価値算定書を取得しております（なお、公開買付者は、本公開買付けの買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。上記各手法において算定された対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 7,563 円から 7,964 円

DCF 法 11,210 円から 13,589 円

まず市場株価平均法では、平成 21 年 10 月 26 日を基準日として、ジャスダック証券取引所における対象者の普通株式の基準日終値、直近 1 週間平均、直近 1 ヶ月平均及び直近 3 ヶ月平均を基に、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 7,563 円から 7,964 円までと分析しております。

次に DCF 法では、公開買付者から受領した対象者の事業計画、対象者とのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 21 年 12 月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 11,210 円から 13,589 円までと分析しております。

加えて、公開買付者は、多面的な分析を実施するため、公開買付者、UMC 及び対象者から独立した第三者算定機関としてのアメリカン・アプレーザル・ジャパン株式会社（以下「アメリカン・アプレーザル・ジャパン」といいます。）に対し、対象者の時価純資産法に基づく株式価値の算定を依頼し、平成 21 年 10 月 27 日に対象者の時価純資産価値算定書を取得しております（なお、公開買付者は、本公開買付けの買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。本手法において算定された対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

時価純資産法 11,018 円から 13,842 円

時価純資産法では、平成 21 年 9 月 30 日を基準日として、同時点での貸借対照表について換金可能性を考慮した評価を行うとともに、対象者を清算した場合に今後発生が見込まれる費用等を調整することも見込み、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 11,018 円から 13,842 円までと分析しております。

公開買付者は、野村證券から取得した株式価値算定書及びアメリカン・アプレーザル・ジャパンから取得した時価純資産価値算定書の各手法の算定結果を参考として、その分析結果を総合的に勘案し、本公開買付けにおける買付価格について検討しました。検討にあたっては、上記算定結果に加え、対象者株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの事例及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、平成 21 年 10 月 28 日、最終的に本公開買付けにおける普通株式の買付価格を 1 株当たり 12,500 円と決定いたしました。なお、本公開買付けにおける買付価格は、平成 21 年 10 月 27 日のジャスダック証券取引所における対象者株式の普通取引終値の 7,640 円に対して 63.6%（小数点以

下第二位四捨五入)、平成 21 年 10 月 27 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 7,567 円(小数点以下四捨五入)に対して 65.2%(小数点以下第二位四捨五入)、平成 21 年 10 月 27 日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 7,947 円(小数点以下四捨五入)に対して 57.3%(小数点以下第二位四捨五入)、平成 21 年 10 月 27 日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 7,829 円(小数点以下四捨五入)に対して 59.7%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

本公開買付けの対象には、本新株引受権も含まれますが、対象者の本新株引受権については、商法等の一部を改正する等の法律(平成 13 年法律第 128 号)附則第 6 条第 1 項の規定によりなお従前の例によるものとされる同法律による改正前の商法第 280 条の 20 の規定により譲渡できないものとされており、公開買付者が本公開買付けによって本新株引受権を取得することができないことを考慮して、平成 21 年 10 月 28 日、本新株引受権の買付価格を、発行済の総数である 588 株分につき 1 円と決定しております。

また、本公開買付けの対象には、本新株予約権も含まれますが、対象者の本新株予約権については、①新株予約権者が権利行使時において対象者の取締役、監査役、従業員若しくは顧問の地位にあるか、又は過去においてこれらの地位にあったことを要するとの行使条件が付され、また、②本新株予約権を譲渡するときは対象者取締役会の承認を要するとされており、公開買付者は、本公開買付けによって本新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないと解されることから、平成 21 年 10 月 28 日、本新株予約権の買付価格を 1 個当たり 1 円と決定しております。

一方、平成 21 年 10 月 28 日付対象者公表の「アルファ・ウィズダム・リミテッドによる当社株式等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」と題する適時開示によれば、対象者は、公開買付者、UMC 及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである PwC アドバイザリー株式会社(以下「PwC」といいます。)に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 21 年 10 月 27 日付で株式価値算定書を取得し(なお、対象者は、PwC から本公開買付けの買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。)、これを参考に買付価格の妥当性を検証したとのことです。

PwC が算定した対象者の株式価値の算定結果は、対象者の取得した株式価値算定書によれば、以下のとおりであるとのことです。

PwC は、対象者の経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、対象者の株式価値を算定したとのことです。PwC の株式価値算定書では、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価基準方式及びディスカунテッド・キャッシュフロー方式(以下「DCF 方式」といいます。)を用いて対象者の株式価値を算定したとのことです。市場株価基準方式は、対象者普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しているとのことです。市場株価基準方式では、評価基準日を平成 21 年 10 月 27 日とし、対象者普通株式のジャスダック証券取引所における評価基準日の終値並びに評価基準日までの 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間における株価終値平均値並びに出来高加重平均値を分析した上で、対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値を 7,492 円～7,947 円と算定しているとのことです。DCF 方式は、企業の将来キャッシュフロー(収益力)に基づく評価手法であるため、継続企業の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しているとのことです。DCF 方式では、対象者の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割引くことによって企業価値を評価し、対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値を 12,449 円～14,528 円と算定しているとのことです。なお、対象者の事業計画は、平成 21 年 10 月 28 日付で対象者より公表されている平成 21 年 12 月期(平成 21 年 1 月 1 日から平成 21 年 12 月 31 日まで)に係る通期の業績予想の修正を反映しているとのことです。

また、買付手続の適法性や対象者取締役会の開催時点での経営判断の可否等に関して、公開買付者、UMC 及び対象者から独立したリーガルアドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を得ながら、平成 21 年 10 月 28 日開催の取締役会において、本公開買付けに関する買付価格、実施時期等の諸条件について慎重に検討したとのことです。

その結果、本公開買付けが対象者の経営基盤の強化、事業体制の再構築及び今後の展開に寄与するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者株主の皆様に対して合理的な価格により対

対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、対象者の普通株式については、対象者株主の皆様の本公開買付けへ応募することを推奨する旨の決議を行っているとのことです。また、本新株引受権及び本新株予約権については、対象者の取締役又は使用人等に対するストック・オプションとして発行されたものであることから、対象者の取締役会は、本新株引受権及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株引受権の保有者及び本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行っているとのことです。なお、対象者は、本新株引受権及び本新株予約権については、その価値の算定又は買付価格の妥当性に関する意見書の作成を PwC に依頼していないとのことです。

以上に加え、公開買付者は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に定められた買付け等の期間の最短期間が 20 営業日であるところ、本公開買付けにおける公開買付期間（以下「公開買付期間」といいます。）を 31 営業日に設定しております。このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象株券等について他の買付者による買付け等の機会を確保し、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

また、公開買付者は、対象者との間で、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に当該対抗買付者が対象者との間で接触等を行うことを過度に制限するような内容の合意は行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせて、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

さらに、公開買付者は、公開買付者の親会社である UMC が対象者の株券等を 495,650 株（対象者の発行済株式総数の約 50.09%）保有していることに鑑み、買付予定数の下限を、平成 21 年 6 月 30 日現在の対象者の発行済株式の総数に、同日現在未行使の本新株引受権及び本新株予約権の目的となる株式数を加え、UMC 及び対象者が保有する株券等の数を控除した対象者の株券等の数の過半数に相当する 273,603 株に設定しております。このように、公開買付者は、UMC 及び対象者が保有する以外の株券等の数の過半数の応募が得られない場合には本公開買付けを行わないこととすることにより、対象者の少数株主の意思を尊重しております。

#### (4) 利益相反を回避するための措置

公開買付者及び UMC と対象者との利益相反を回避するため、上記の通り、公開買付者及び対象者は、それぞれ別個に、公開買付者、UMC 及び対象者とは独立した第三者算定機関から対象者の株式価値に関する意見を取得し、買付価格の決定又は本公開買付けに対する賛同の判断にあたりこれを参考にしております。

また、平成 21 年 10 月 28 日付対象者公表の「アルファ・ウィズダム・リミテッドによる当社株式等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」と題する適時開示によれば、対象者の取締役である李光興氏及び宣明智氏は、公開買付者の完全親会社である UMC 及び UMC の子会社の役職員（又は名誉役員を含む。）を兼務していることから、利益相反回避の見地から、本公開買付けにかかる意見表明の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉には一切参加していないとのことです。また、平成 21 年 10 月 28 日開催の対象者取締役会には李光興氏及び宣明智氏以外の対象者取締役全員がその審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で賛同の意見を表明し、対象者の普通株式については、対象者株主の皆様に応募することを推奨する旨、並びに、本新株引受権及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株引受権の保有者及び本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨を決議し、田純禎氏及び孫素秋氏を除く対象者監査役全員が上記の取締役会に参加し、いずれも対象者の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、田純禎氏及び孫素秋氏は、UMC 又は UMC の関連会社の役職員を兼務していることから、利益相反回避の見地から、本公開買付けにかかる意見表明の審議及び決議には一切参加していないとのことです。

#### (5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付けにより、公開買付者が対象者の発行済株式の全て（UMC が保有する対象者の普通株式及び

対象者が保有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、公開買付者及び UMC が対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、①対象者の定款の一部を変更し、対象者において普通株式とは別の種類の対象者株式を発行できるものとするることにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、②対象者の定款の一部を変更し、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付すこと、及び③対象者が全部取得条項が付された対象者普通株式の全部（自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに別個の種類の対象者株式を交付すること等の議案を含む臨時株主総会、並びに上記②を承認する議案を含む対象者普通株主を構成員とする種類株主総会の開催を対象者に要請する予定です。なお、公開買付者及び UMC は、上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された普通株式とされた上で、全て対象者に取得され、対象者の株主には当該取得の対価として別個の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者株式の数に 1 株に満たない端数がある株主に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却価格については、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、公開買付者及び UMC が対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、UMC 以外の本公開買付けに応募されなかった対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定する予定です。

上記①ないし③の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(イ)上記①の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ロ)上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主が当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(イ)又は(ロ)の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。なお、上記①ないし③の手続については、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び UMC 以外の対象者の株主の対象者株式の保有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。ただし、その場合でも、公開買付者は、公開買付者及び UMC 以外の対象者の株主に対して最終的に金銭を交付する方法の採用を予定しております。この場合における当該対象者の株主に交付する金銭の額についても、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。

対象者の本新株引受権及び本新株予約権については、本公開買付けが成立したものの対象者の本新株引受権及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合、公開買付者は、対象者に対し、本新株引受権及び本新株予約権を消滅させるために必要な手続を行うことを要請する予定です。

なお、本公開買付けは、前述の株主総会及び種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は前述の各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

#### (6) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者の普通株式は、現在、ジャスダック証券取引所に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、ジャスダック証券取引所の定める株券上場廃止基準に従い、対象者の普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、前記「(5)

本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続を実行することとなった場合には、株券上場廃止基準に該当し対象者の普通株式は、所定の手続を経て上場廃止になります。なお、上場廃止後は、対象者の普通株式をジャスダック証券取引所において取引することができなくなります。また、前記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行される場合、対象者の全部取得条項が付された普通株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の対象者株式の上場申請は行われない予定です。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 名 称                               | ユー・エム・シー・ジャパン株式会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| ② 所 在 地                             | 千葉県館山市山本1580番地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| ③ 代表者の役職・氏名                         | 代表取締役社長 李 光興                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| ④ 事 業 内 容                           | 1. 下記に掲げるものの製造、販売及び輸出入<br>(1) 半導体製品<br>(2) 電子応用機器<br>(3) 精密機器<br>(4) 前記各項記載の製品の製造に必要な機械・機器及び部品<br>2. 板金加工及びプレス加工<br>3. 前各号に附帯する一切の業務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| ⑤ 資 本 金                             | 27,140 百万円（平成 21 年 6 月 30 日現在）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| ⑥ 設 立 年 月 日                         | 昭和 59 年 5 月 15 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| ⑦ 大株主及び持株比率<br>（平成 21 年 6 月 30 日現在） | UNITED MICROELECTRONICS CORP.（常任代理人 大和証券エスエムビーシー株式会社決済部） 50.09%<br>DAIWA SECURITIES SMBC SINGAPORE LIMITED (TRUST A/C)（常任代理人 大和証券エスエムビーシー株式会社決済部） 4.54%<br>MORGAN STANLEY & CO. INTERNATIONAL PLC（常任代理人 モルガン・スタンレー証券株式会社 証券管理本部オペレーション部門） 3.37%<br>シャープ株式会社 3.01%<br>UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT（常任代理人 シティバンク銀行株式会社 証券業務部） 2.80%<br>IBJ ASIA SECURITIES LTD-CLIENT A/C（常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室） 1.67%<br>川崎マイクロエレクトロニクス株式会社 1.23%<br>DAIWA SECURITIES SMBC HONG KONG LIMITED CLIENT SAFEKEEPING ACCOUNT（常任代理人 大和証券エスエムビーシー株式会社 決済部） 0.80%<br>GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL（常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社） 0.61%<br>BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)（常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行） 0.59% |
| ⑧ 公開買付者と対象者の関係                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 資 本 関 係                             | 公開買付者と対象者との間には、資本関係はありません。なお、公開買付者の完全親会社である UMC は、当社株式の 495,650 株（平成 21 年 6 月 30 日現在の対象者発行済株式総数に対する所有割合約 50.09%）を保有しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 人 的 関 係                             | 公開買付者と対象者との間には、人的関係はありません。なお、対象者の取締役 2 名及び監査役 2 名は、公開買付者の完全親会社である UMC、UMC の子会社及び/又は UMC の関連会社の役職員又は名誉役員を                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

|             |                                                                                                                                                        |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             | 兼任しております。                                                                                                                                              |
| 取引関係        | 公開買付者と対象者又はその役員との間に取引はありません。なお、公開買付者の完全親会社である UMC は、対象者に対し生産移管を行っており、また、対象者との間で、半導体に関する技術情報の使用許諾に係る技術援助契約、及び、半導体に関する特許権の実施・再実施の許諾に係る相互技術援助契約を締結しております。 |
| 関連当事者への該当状況 | 公開買付者は、UMC の完全子会社であり、対象者と親会社を共通にする関連当事者であります。                                                                                                          |

## (2) 買付け等の期間

### ① 届出当初の買付け等の期間

平成 21 年 10 月 29 日（木曜日）から平成 21 年 12 月 14 日（月曜日）まで（31 営業日）

### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

## (3) 買付け等の価格

### ① 普通株式 1 株につき、金 12,500 円

### ② 新株引受権

平成 14 年 3 月 28 日開催の定時株主総会及び平成 14 年 4 月 24 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株引受権（以下「本新株引受権」といいます。）

588 株分につき、金 1 円

### ③ 新株予約権

イ 平成 15 年 3 月 20 日開催の定時株主総会及び平成 15 年 3 月 28 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（その 1 個につき、金 1 円 4）

ロ 平成 15 年 3 月 20 日開催の定時株主総会及び平成 15 年 10 月 6 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（その 1 個につき、金 1 円 5）

ハ 平成 16 年 3 月 18 日開催の定時株主総会及び平成 16 年 3 月 26 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 1 個につき、金 1 円

ニ 平成 17 年 3 月 29 日開催の定時株主総会及び平成 17 年 4 月 6 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（その 1 個につき、金 1 円 1）

ホ 平成 17 年 3 月 29 日開催の定時株主総会及び平成 17 年 4 月 6 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（その 1 個につき、金 1 円 2）

ヘ 平成 18 年 3 月 27 日開催の定時株主総会及び平成 18 年 4 月 4 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 1 個につき、金 1 円

ト 平成 19 年 9 月 11 日開催の臨時株主総会及び平成 19 年 9 月 11 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（その 1 個につき、金 1 円 1）

チ 平成 19 年 9 月 11 日開催の臨時株主総会及び平成 19 年 9 月 11 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（その 1 個につき、金 1 円 2）

|   |                                                                                                                |              |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| リ | 平成 19 年 9 月 11 日開催の臨時株主総会及び平成 19 年 9 月 11 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（その 3）                                      | 1 個につき、金 1 円 |
| ヌ | 平成 19 年 9 月 11 日開催の臨時株主総会及び平成 19 年 9 月 11 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（その 4）                                      | 1 個につき、金 1 円 |
| ル | 平成 19 年 9 月 11 日開催の臨時株主総会及び平成 19 年 9 月 11 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（その 5）                                      | 1 個につき、金 1 円 |
| ヲ | 平成 19 年 9 月 11 日開催の臨時株主総会及び平成 19 年 9 月 11 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（その 6）                                      | 1 個につき、金 1 円 |
| ワ | 平成 19 年 9 月 11 日開催の臨時株主総会及び平成 19 年 9 月 11 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（その 7）                                      | 1 個につき、金 1 円 |
| カ | 平成 19 年 9 月 11 日開催の臨時株主総会及び平成 19 年 9 月 11 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（その 8）                                      | 1 個につき、金 1 円 |
| コ | 平成 19 年 9 月 11 日開催の臨時株主総会の決議及び平成 20 年 1 月 9 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（その 9）                                    | 1 個につき、金 1 円 |
| タ | 平成 19 年 9 月 11 日開催の臨時株主総会の決議及び平成 20 年 1 月 9 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（その 10）（以下イ乃至タの新株予約権を総称して、「本新株予約権」といいます。） | 1 個につき、金 1 円 |

#### (4) 買付け等の価格の算定根拠等

##### ① 算定の基礎

##### (i) 普通株式

公開買付者は、本公開買付けにおける買付価格を決定するにあたり、公開買付者、UMC 及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。野村證券は、市場株価平均法及び DCF 法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、公開買付者は野村證券から平成 21 年 10 月 27 日に対象者の株式価値算定書を取得しております（なお、公開買付者は、本公開買付けの買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。）。上記各手法において算定された対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

|         |                     |
|---------|---------------------|
| 市場株価平均法 | 7,563 円から 7,964 円   |
| DCF 法   | 11,210 円から 13,589 円 |

まず市場株価平均法では、平成 21 年 10 月 26 日を基準日として、ジャスダック証券取引所における対象者の普通株式の基準日終値、直近 1 週間平均、直近 1 ヶ月平均及び直近 3 ヶ月平均を基に、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 7,563 円から 7,964 円までと分析しております。

次に DCF 法では、公開買付者から受領した対象者の事業計画、対象者とのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 21 年 12 月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 11,210 円から 13,589 円までと分析しております。

加えて、公開買付者は、多面的な分析を実施するため、公開買付者、UMC 及び対象者から独立した第三者算定機関としてのアメリカン・アプレーザル・ジャパンに対し、対象者の時価純資産法に基づく株式価値の算定を依頼し、平成 21 年 10 月 27 日に対象者の時価純資産価値算定書を取得しております（なお、公開買付者は、本公開買付けの買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。本手法において算定された対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

時価純資産法 11,018 円から 13,842 円

時価純資産法では、平成 21 年 9 月 30 日を基準日として、同時点での貸借対照表について換金可能性を考慮した評価を行うとともに、対象者を清算した場合に今後発生が見込まれる費用等を調整することも見込み、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 11,018 円から 13,842 円までと分析しております。

公開買付者は、野村證券から取得した株式価値算定書及びアメリカン・アプレーザル・ジャパンから取得した時価純資産価値算定書の各手法の算定結果を参考として、その分析結果を総合的に勘案し、本公開買付けにおける買付価格について検討しました。検討にあたっては上記算定結果に加え、対象者株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、平成 21 年 10 月 28 日、最終的に本公開買付けにおける普通株式の買付価格を 1 株当たり 12,500 円と決定いたしました。なお、本公開買付けにおける買付価格は、平成 21 年 10 月 27 日のジャスダック証券取引所における対象者株式の普通取引終値の 7,640 円に対して 63.6%（小数点以下第二位四捨五入）、平成 21 年 10 月 27 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 7,567 円（小数点以下四捨五入）に対して 65.2%（小数点以下第二位四捨五入）、平成 21 年 10 月 27 日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 7,947 円（小数点以下四捨五入）に対して 57.3%（小数点以下第二位四捨五入）、平成 21 年 10 月 27 日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 7,829 円（小数点以下四捨五入）に対して 59.7%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

#### (ii) 新株引受権

対象者の本新株引受権については、商法等の一部を改正する等の法律（平成 13 年法第 128 号）附則第 6 条第 1 項の規定によりなお従前の例によるものとされる同法律による改正前の商法第 280 条の 20 の規定により譲渡できないものとされており、公開買付者が本公開買付けによって本新株引受権を取得することができないことを考慮して、平成 21 年 10 月 28 日、本新株引受権の買付価格を、発行済の総数である 588 株分につき 1 円と決定しております。

#### (iii) 新株予約権

対象者の本新株予約権については、①新株予約権者が権利行使時において対象者の取締役、監査役、従業員若しくは顧問の地位にあるか、又は過去においてこれらの地位にあったことを要するとの行使条件が付され、また、②本新株予約権を譲渡するときは対象者取締役会の承認を要するとされており、公開買付者は、本公開買付けによって本新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないと解されることから、平成 21 年 10 月 28 日、本新株予約権の買付価格を 1 個当たり 1 円と決定しております。

す。

## ② 算定の経緯

(買付価格の決定に至る経緯)

対象者は、現在、厳しい競争環境下にあり、加えて、マクロ経済の不透明感に鑑みると、対象者の事業状況は、短期的にも必ずしも楽観視できる状態にはなく、対象者においては、早急なコスト削減及び UMC の競争力のある生産能力の活用が、今後の生き残りには不可欠であると考えております。かかる状況の中、UMC と対象者は、両社の企業価値向上のための諸施策について協議・検討を重ね、平成 21 年 6 月頃から、本件について具体的に検討を開始してまいりました。その結果、UMC 及び対象者は、本公開買付け及びその後に予定されている組織再編等により、対象者はより柔軟かつ迅速な経営基盤を構築することができ、UMC 及び対象者も含めた UMC グループ全体の企業価値向上にとって有益であると判断するに至ったことから、公開買付者は、本公開買付けを実施することとし、以下の経緯により本公開買付けにおける買付価格について決定いたしました。

### (i) 普通株式

#### a. 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

公開買付者は本公開買付けにおける買付価格を決定するにあたり、平成 21 年 4 月に公開買付者、UMC 及び対象者とは独立した第三者算定機関として、フィナンシャル・アドバイザーに野村證券を選定して、対象者の株式価値の算定を依頼し株式価値算定書を平成 21 年 10 月 27 日に取得しております（なお、公開買付者は、本買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません）。加えて、多面的な分析を実施するため、平成 21 年 10 月に公開買付者、UMC 及び対象者とは独立した第三者算定機関として、時価純資産価値を算定すべくアメリカン・アプレーザル・ジャパンを選定し、時価純資産価値算定書を平成 21 年 10 月 27 日に取得しております（なお、公開買付者は、本買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません）。

#### b. 当該意見の概要

野村證券は市場株価平均法及び DCF 法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っており、各手法において算定された対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 7,563 円から 7,964 円

DCF 法 11,210 円から 13,589 円

また、アメリカン・アプレーザル・ジャパンは時価純資産価値の算定を行っており、本手法において算定された対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

時価純資産法 11,018 円から 13,842 円

#### c. 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

公開買付者は、野村證券から取得した株式価値算定書及びアメリカン・アプレーザル・ジャパンから取得した時価純資産価値算定書の各手法の算定結果を参考として、その分析結果を総合的に勘案し、本公開買付けにおける買付価格について検討しました。検討にあたっては上記算定結果に加え、対象者株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去

の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、平成 21 年 10 月 28 日、最終的に本公開買付けにおける普通株式の買付価格を 1 株当たり 12,500 円と決定いたしました。

#### (ii) 新株引受権

対象者の本新株引受権については、商法等の一部を改正する等の法律（平成 13 年法第 128 号）附則第 6 条第 1 項の規定によりなお従前の例によるものとされる同法律による改正前の商法第 280 条の 20 の規定により譲渡できないものとされており、公開買付者が本公開買付けによって本新株引受権を取得することができないことを考慮して、平成 21 年 10 月 28 日、本新株引受権の買付価格を、発行済の総数である 588 株分につき 1 円と決定しております。

#### (iii) 新株予約権

対象者の本新株予約権については、①新株予約権者が権利行使時において対象者の取締役、監査役、従業員若しくは顧問の地位にあるか、又は過去においてこれらの地位にあったことを要するとの行使条件が付され、また、②本新株予約権を譲渡するときは対象者取締役会の承認を要するとされており、公開買付者は、本公開買付けによって本新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないと解されることから、平成 21 年 10 月 28 日、本新株予約権の買付価格を 1 個当たり 1 円と決定しております。

#### (買付価格の公正性を担保するための措置)

公開買付者及び対象者は、買付価格の公正性を担保するために、主として以下のような事項を考慮いたしました。

#### (i) 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

平成 21 年 10 月 28 日付対象者公表の「アルファ・ウィズダム・リミテッドによる当社株式等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」と題する適時開示によれば、対象者は、公開買付者、UMC 及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである PwC に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 21 年 10 月 27 日付で株式価値算定書を取得し（なお、対象者は PwC から本公開買付けの買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）、これを参考に買付価格の妥当性を検証したとのことです。

PwC が算定した対象者の株式価値の算定結果は、対象者の取得した株式価値算定書によれば、以下のとおりであるとのことです。PwC は、対象者の経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、対象者の株式価値を算定したとのことです。PwC の株式価値算定書では、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価基準方式及び DCF 方式を用いて対象者の株式価値を算定したとのことです。市場株価基準方式は、対象者普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しているとのことです。市場株価基準方式では、評価基準日を平成 21 年 10 月 27 日とし、対象者普通株式のジャスダック証券取引所における評価基準日の終値並びに評価基準日までの 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間における株価終値平均値並びに出来高加重平均値を分析した上で、対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値を 7,492 円～7,947 円と算定しているとのことです。DCF 方式は、企業の将来キャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しているとのことです。DCF 方式では、対象者の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値を 12,499 円～14,528 円と算定しているとの

ことです。なお、対象者の事業計画は、平成 21 年 10 月 28 日付で対象者により公表されてい平成 21 年 12 月期（平成 21 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで）に係る通期の業績予想の修正を反映しているとのことです。

(ii) 法律事務所からの助言

対象者は、買付手続の適法性や対象者取締役会の開催時点での経営判断の可否等に関して、公開買付者、UMC 及び対象者から独立したリーガルアドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を得ながら、平成 21 年 10 月 28 日開催の取締役会において、本公開買付けに関する買付価格、実施時期等の諸条件について慎重に検討したとのことです。

その結果、本公開買付けが対象者の経営基盤の強化、事業体制の再構築及び今後の展開に寄与するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、対象者の普通株式については、対象者株主の皆様の本公開買付けへ応募することを推奨する旨の決議を行っているとのことです。また、本新株引受権及び本新株予約権については、対象者の取締役又は使用人等に対するストック・オプションとして発行されたものであることから、対象者の取締役会は、本新株引受権及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株引受権の保有者及び本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行っているとのことです。なお、対象者は、本新株引受権及び本新株予約権については、その価値の算定又は買付価格の妥当性に関する意見書の作成を PwC に依頼していないとのことです。

(iii) 買付け等の期間を比較的長期間に設定

公開買付者は、法に定められた買付け等の期間の最短期間が 20 営業日であるところ、本公開買付けにおける公開買付期間を 31 営業日に設定しております。このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象株券等について他の買付者による買付け等の機会を確保し、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(iv) 対抗者による対象者との接触等の機会の確保

公開買付者は、対象者との間で、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に当該対抗買付者が対象者との間で接触等を行うことを過度に制限するような内容の合意は行っており、前記 (iii) の公開買付期間の設定とあわせて、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(v) 買付予定数の下限

公開買付者は、公開買付者の親会社である UMC が対象者の株券等を 495,650 株（対象者の発行済株式総数の約 50.09%）保有していることに鑑み、買付予定数の下限を、平成 21 年 6 月 30 日現在の対象者の発行済株式の総数に、同日現在未行使の本新株引受権及び本新株予約権の目的となる株式数を加え、UMC 及び対象者が保有する株券等の数を控除した対象者の株券等の数の過半数に相当する 273,603 株に設定しております。このように、公開買付者は、UMC 及び対象者が保有する以外の株券等の数の過半数の応募が得られない場合には本公開買付けを行わないこととすることにより、対象者の少数株主の意思を尊重しております。

(vi) 利益相反を回避するための措置

公開買付者及び UMC と対象者との利益相反を回避するため、上記の通り、公開買付者及び対象者は、それぞれ別個に、公開買付者、UMC 及び対象者とは独立した第三者算定機関から対象者の株式価値に関する意見を取得し、買付価格の決定又は本公開買付けに対する賛同の判断にあたりこれを参考にしております。

また、平成 21 年 10 月 28 日付対象者公表の「アルファ・ウィズダム・リミテッドによる当社株式等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」と題する適時開示によれば、対象者の取締

役である李光興氏及び宣明智氏は、公開買付者の完全親会社である UMC 及び UMC の子会社の役職員（又は名誉役員を含む。）を兼務していることから、利益相反回避の見地から、本公開買付けにかかる意見表明の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉には一切参加していないとのことです。また、平成 21 年 10 月 28 日開催の対象者取締役会には李光興氏及び宣明智氏以外の対象者取締役全員がその審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で賛同の意見を表明し、対象者の普通株式については、対象者株主の皆様に応募することを推奨する旨、並びに、本新株引受権及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株引受権の保有者及び本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨を決議し、田純禎氏及び孫素秋氏を除く対象者監査役全員が上記の取締役会に参加し、いずれも対象者の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、田純禎氏及び孫素秋氏は、UMC 又は UMC の関連会社の役職員を兼務していることから、利益相反回避の見地から、本公開買付けにかかる意見表明の審議及び決議には一切参加していないとのことです。

### ③ 算定機関との関係

該当事項はありません。

### (5) 買付予定の株券等の数

| 買付予定数        | 買付予定数の下限     | 買付予定数の上限 |
|--------------|--------------|----------|
| 547, 205 (株) | 273, 603 (株) | － (株)    |

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（273, 603株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注 2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注 3) 本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数（以下「最大買付数」といいます。）は、株式に換算して1, 042, 855株となります。これは、対象者が平成21年8月11日に提出した第27期第2四半期報告書に記載された平成21年6月30日現在の発行済株式総数（989, 544株）に、公開買付け期間の末日までに本新株引受権又は本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式（平成21年6月30日以降本日まで本新株引受権又は本新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます）の数（103, 007株）を加え、平成21年6月30日現在において対象者が保有する自己株式数（49, 696株）を控除した株式数です。対象者によれば、平成21年9月30日をもって行使期間満了により消滅した、平成15年3月20日開催の定時株主総会及び平成15年3月28日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（その3）（以下「平成15年新株予約権（その3）」といいます。）については、平成21年7月1日から同年9月30日までの間に行使されたものはないとのことです。その目的となる対象者株式の数は、最大買付数の計算において加えておりません。なお、対象者株式495, 650株を保有するUMCが公開買付者に対して本公開買付けに応募しないことを表明していることから、上記「買付予定数」の欄には、最大買付数からUMC保有分を控除した株式数を記載しております。

(注 4) 公開買付け期間末日までに本新株引受権又は本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象としております。

### (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

|                              |            |                            |
|------------------------------|------------|----------------------------|
| 買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 | 一個         | （買付け等前における株券等所有割合 ー％）      |
| 買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 | 495, 650 個 | （買付け等前における株券等所有割合 47. 53％） |
| 買付予定の株券等に係る議決権の数             | 547, 205 個 | （買付け等後における株券等所有割合 52. 47％） |
| 対象者の総株主等の議決権の数               | 939, 848 個 |                            |

(注 1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決

権の数を記載しております。

(注2)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、公開買付者の特別関係者であるUMCが所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成21年8月11日に提出した第27期第2四半期報告書に記載された平成21年6月30日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本新株引受権又は本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記四半期報告書に記載された平成21年6月30日現在の本新株引受権及び本新株予約権の目的となる対象者株式（平成21年6月30日以降本日までに本新株引受権又は本新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。）の議決権の最大数（103,007個）を加えて、分母を1,042,855個として計算しております。なお、対象者によれば、平成21年9月30日をもって行使期間満了により消滅した平成15年新株予約権（その3）については、平成21年7月1日から同年9月30日までの間に行使されたものはないとのことですので、その目的となる株式の議決権の数は、かかる分母の計算において加えておりません。

(注4)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 6,840 百万円

(注) 上記買付代金は、応募株券等の全部が普通株式であったと仮定した場合の金額として、買付予定数（547,205株）に1株当たりの買付価格（12,500円）を乗じた金額を記載しております。なお、最大買付数（1,042,855株）を買い付けた場合の買付代金は13,036百万円となります。

#### (8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成21年12月21日（月曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します（公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイ（注）を経由して応募した場合を除きます。）。野村ジョイを経由して応募された場合は、野村ジョイのホームページ（<https://www.nomurajoy.jp/>）に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

(注) 平成21年11月23日に公開買付代理人とジョインベスト証券株式会社が合併することにより、公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイが開始されます。平成21年11月23日以降は野村ジョイを経由して応募することができます。野村ジョイを経由する方法による応募の受付は、野村ジョイのホームページ（<https://www.nomurajoy.jp/>）に記載される方法によって行います。ただし、インターネットを利用した方法であっても、公開買付代理人のオンラインサービスである野村ホームトレードを経由した応募の受付は行われません。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。株式につい

ては、応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。）。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（273,603 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（273,603 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びフないしソ、第 2 号、第 3 号イないしチ、第 4 号、第 5 号並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに公開買付代理人の応募の受付を行った本店又は全国各支店（公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイは除きます。）に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。野村ジョイを経由して応募された契約の解除をする場合は、野村ジョイのホームページ（<https://www.nomurajoy.jp/>）に記載される方法によって公開買付期間末日の 15 時 30 分までに解除手続きを行ってください。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買

付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

- (i) 応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。
- (ii) 本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。
- (iii) 買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。
- (iv) 他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 21 年 10 月 29 日（木曜日）

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」、及び「(6) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

平成 21 年 10 月 28 日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同し、対象者の普通株式については、対象者株主の皆様へ本公開買付けへ応募することを推奨する旨、並びに、本新株引受権及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株引受権の保有者及び本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨の決議がなされているとのことです。

② 公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

公開買付者及び UMC は、対象者との資本関係をより強固なものとすることによって、有効に経営資源を投入し必要な施策を推進していくことが可能となると考えております。このように、公開買付者及び UMC は、UMC グループの経営スピードを向上させるとともに更なる効率化が実現し、UMC グループの企業価値の最大化が図れることから、本公開買付けが最善の選択であると判断いたしました。

一方で、本公開買付けは、対象者にとっても、最善の選択であると考えております。現在の市場環境は、対象者にとって極めて厳しい状態にあり、対象者の業績は、日本の半導体市場の低迷も受けて、平成 16 年以降急激に悪化しております。そこで、対象者は、各種コスト削減策、余剰設備の売却、投資計画の再考、UMC 向けアウトソーシング事業の拡充を中心とした事業・組織改革に取り組んできました。加えて、収益性の改善のため、CMOS イメージセンサーやパワー IC 分野への顧客層の拡大、プロダクト・ミックスの改善等にも努めてきました。

このように、対象者は各種の対策を実施してはいるものの、平成 20 年後半の米国のサブプライム問題に端を発した金融危機による未曾有の世界経済の混乱を受けた結果、業績の建て直し（黒字回復）が非常に困難な状況となってきております。更に、平成 16 年以降の事業損失により、対象者の手元現預金の減少も加速しております。

日系 IDM によって今後益々推進されるであろうファブライツ戦略を背景とし、中長期的にはファウンドリー需要の増大が期待できると考えられます。しかし、それらの需要トレンドは、新規参入をもたらした結果的に他ファウンドリー競合企業との激しい競争を招くことにも繋がります。加えて、マクロ経済の不透明感に鑑みると、対象者の事業状況は、短期的にも必ずしも楽観視できる状態にはありません。

こうした状況を勘案し、対象者においては、早急なコスト削減及び UMC の競争力のある生産能力の活用が、今後の生き残りには不可欠であると考えているとのことです。更に、対象者は、事業領域が偏り過ぎている現ビジネスモデルから脱却し、広範なアプリケーションや顧客層を取り扱う必要があると認識しているとのことです。そのために必要な知的財産権や最先端プロセス技術を有しておらず、UMC からのより強いサポートが必要であると考えているとのことです。

公開買付者及び UMC は、現在の事業形態で対象者が独自に生産能力の向上を実現し、それに伴い業績回復を達成することには限界があると考えております。公開買付者及び UMC は、本公開買付け及びその後には予定されている組織再編等により、対象者はより柔軟かつ迅速な経営基盤を構築することができ、ひいては将来の技術開発、適時/適切な設備投資や経営資源の配分を通して生産能力が強化され、対象者の顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーに持続的な利益を提供できる好機になると考えております。

公開買付者及び対象者は、以上の諸事情を勘案し、UMC グループ及び対象者の今後の経営方針について慎重に協議、交渉及び検討を重ねた結果、対象者を非公開化すべきとの認識を共有し、本公開買付けの実施を決定するに至っております。

③ 利益相反を回避するための措置

公開買付者及び UMC と対象者との利益相反を回避するため、公開買付者は、野村證券及びアメリカン・アプリーザル・ジャパンから、対象者は、PwC から、それぞれ別個に、公開買付者、UMC 及び対象者とは独立した第三者算定機関から対象者の株式価値に関する意見を取得し、買付価格の決定又は本公開買付けに対する賛同の判断にあたりこれを参考にしております。

また、平成 21 年 10 月 28 日付対象者公表の「アルファ・ウィズダム・リミテッドによる当社株式等に

対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」と題する適時開示によれば、対象者の取締役である李光興氏及び宣明智氏は、公開買付者の完全親会社である UMC 及び UMC の子会社の役職員（又は名誉役員を含む。）を兼務していることから、利益相反回避の観点から、本公開買付けにかかる意見表明の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉には一切参加していないとのことです。また、平成 21 年 10 月 28 日開催の対象者取締役会には李光興氏及び宣明智氏以外の対象者取締役全員がその審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で賛同の意見を表明し、対象者の普通株式については、対象者株主の皆様に応募することを推奨する旨、並びに、本新株引受権及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株引受権及び本新株予約権を有する新株引受権の保有者及び新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨を決議し、田純禎氏及び孫素秋氏を除く対象者監査役全員が上記の取締役会に参加し、いずれも対象者の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、田純禎氏及び孫素秋氏は、UMC 及び UMC の関連会社の役職員を兼務していることから、利益相反回避の見地から、本公開買付けにかかる意見表明の審議及び決議には一切参加していないとのことです。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

- ① 対象者は、平成 21 年 7 月 9 日付プレスリリース「平成 21 年 12 月期第 2 四半期累計期間及び通期業績予想の修正並びに減損損失（特別損失）の計上に関するお知らせ」を公表しております。当該プレスリリースに基づく、平成 21 年 12 月期第 2 四半期累計期間及び通期業績予想の修正並びに減損損失（特別損失）の概要は以下の通りです。

(i) 第 2 四半期累計期間（平成 21 年 1 月 1 日～平成 21 年 6 月 30 日）

|           | 売上高          | 営業利益          | 経常利益          | 四半期純利益        | 1 株当たり<br>四半期純利益 |
|-----------|--------------|---------------|---------------|---------------|------------------|
| 前回予想 (A)  | 百万円<br>2,045 | 百万円<br>△4,328 | 百万円<br>△4,315 | 百万円<br>△4,229 | 円 銭<br>△4,492 28 |
| 今回修正 (B)  | 2,648        | △3,311        | △3,177        | △12,740       | △13,554 02       |
| 増減額 (B－A) | 603          | 1,017         | 1,138         | △8,511        | △9,061 74        |
| 増減率 (%)   | 29.5         | 23.5          | 26.4          | —             | —                |

(ii) 通期（平成 21 年 1 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日）

|           | 売上高          | 営業利益          | 経常利益          | 当期純利益         | 1 株当たり<br>当期純利益  |
|-----------|--------------|---------------|---------------|---------------|------------------|
| 前回予想 (A)  | 百万円<br>6,688 | 百万円<br>△7,351 | 百万円<br>△7,344 | 百万円<br>△7,261 | 円 銭<br>△7,712 22 |
| 今回修正 (B)  | 7,292        | △5,532        | △5,404        | △14,970       | △15,927 47       |
| 増減額 (B－A) | 604          | 1,819         | 1,940         | △7,709        | △8,215 25        |
| 増減率 (%)   | 9.0          | 24.7          | 26.4          | —             | —                |

(iii) 減損損失による特別損失の計上について

対象者は、昨今の世界的な景気後退の影響により、半導体業界においても事業環境の悪化が急激に進んだため、機械装置等の固定資産の評価下落と、将来の回収可能性を検討した結果、固定資産に関する減損処理を行い、9,593 百万円を特別損失に計上することとしたとのことであります。

- ② 対象者は、平成 21 年 10 月 28 日付プレスリリース「平成 21 年 12 月期 第 3 四半期決算短信（非連結）」を公表しております。当該プレスリリースに基づく、平成 21 年 12 月期第 3 四半期累計期間及び通期業績予想の概要は以下の通りです。

## (i) 第3四半期累計期間（損益の状況）

| 会計期間           | 平成21年12月期<br>(第3四半期累計期間) |
|----------------|--------------------------|
| 売上高            | 5,073百万円                 |
| 売上原価           | 8,184百万円                 |
| 販売費及び一般管理費     | 675百万円                   |
| 営業外収益          | 268百万円                   |
| 営業外費用          | 21百万円                    |
| 四半期純利益（四半期純損失） | △13,026百万円               |

## (ii) 第3四半期累計期間（1株当たりの状況）

| 決算年月                | 平成21年12月期<br>(第3四半期累計期間) |
|---------------------|--------------------------|
| 1株当たり四半期純損益（四半期純損失） | 円 銭<br>△13,858 39        |
| 1株当たり配当額            | －円                       |
| 1株当たり純資産額           | 円 銭<br>29,276 87         |

## (iii) 通期業績予想（平成21年1月1日～平成21年12月31日）

|    | 売上高          | 営業利益          | 経常利益          | 当期純利益          | 1株当たり<br>当期純利益    |
|----|--------------|---------------|---------------|----------------|-------------------|
| 通期 | 百万円<br>7,507 | 百万円<br>△4,534 | 百万円<br>△4,231 | 百万円<br>△13,817 | 円 銭<br>△14,700 76 |

③ 公開買付期間中に、対象者第27期第3四半期報告書が提出される見込みです。

以 上

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、法第167条第3項及び令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表から12時間を経過するまでは、ユー・エム・シー・ジャパン株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。米国の

居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。